

学校法人常磐学園 「設置する学校に係る部活動の方針」

(1) 本方針策定の趣旨等

平成30年3月、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の1の(1)のイに則り、本法人の「設置する学校に係る部活動の方針」(以下、「本方針」という。)を策定する。本方針は学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技・部門・種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

本学園で部活動の指導に関わる全ての人が、本方針を理解し、部活動が学校においても、生徒にとっても、指導者である教職員等にとっても充実したものになることを期待している。

(2) 部活動の意義

部活動とは、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

しかしながら、教育活動である部活動本来の姿を見失い、大会等で勝つことのみを重視した偏った指導や運営を行うと、けがを引き起こすだけでなく、スポーツ障害やバーンアウト(燃え尽きて嫌になってしまうこと)など、生徒の将来にまで深刻な影響を与える可能性があることも認識しなければならない。部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教職員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっている。これらを踏まえた上で、部活動の指導を適切に行う必要がある。

(3) 部活動の方針の策定等

ア 本法人は、スポーツ庁の本ガイドラインに則り、「福岡県運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」(本方針)を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日および参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画および活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提

出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針および活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 本法人は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行う。

ウ 校長は、活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(5) 適切な活動時間および休養日の設定

部活動には、効率的な活動時間と日常生活にゆとりを与えるための休養日の設定が必要である。部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を上限とする。

○活動時間の設定

- ・平日 2時間程度
- ・休業日 3時間程度

○休養日の設定

- ・週当たり2日以上

○但し、競技の特性・大会等の日程や学校の特長等を踏まえ、年間計画および月間計画を作成するに当り、適切に「休養日」や「活動時間」を設定しメリハリのある活動を心がける。

(6) 安全管理の徹底

- ① 個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項を把握しておくこと。
心疾患、腎疾患については、学校生活管理指導表の指導区分を確認しておくこと。
- ② 生徒の体力や技能レベルを考慮した指導の計画を立てること。
- ③ 生徒は発達途上にあり、自分の限界や心身の不調をうまく訴えることができなかつたり、不調を隠したりする場合があることを前提に、生徒の体調をしっかりと観察すること。
- ④ やむを得ず顧問が活動に立ち会えない場合は、他の顧問と連携・協力し、安全に十分

留意した内容や方法をあらかじめ生徒に理解させたくて活動させること。

その際、任せきりにはせず、聴き取りや部活動日誌などにより必ず活動内容を把握すること。

- ⑤ 施設・設備・用具などは常に整理整頓して安全に配置・設置するとともに、定期的な安全確認を行うこと。
- ⑥ 防球ネットなどを活用し、人数や練習内容に応じて安全に活動できる場を確保すること。
- ⑦ 熱中症対策のための気温・湿度等の把握はもとより、暴風や雷、ゲリラ豪雨、光化学スモッグなどの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動を中止するなど、必要な措置を講じること。

(7) 体罰等の根絶

体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合も許されるものではない。これらは「暴力」であり、「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという、誤った認識は厳に改めなければならない。

○いかなる理由があっても、体罰や暴言は許されないこと。

○生徒との信頼関係や保護者の容認があるからと言って正当化されるものではないこと。

○被害を受けた生徒はもとより、その場に居合わせた生徒の後々の人生にまで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。

2018（平成30）年12月制定